

平成30年12月定例会 常任委員会

総務委員会

委員長名	山田平四郎
委員会開催日	平成30年12月13日(木)、14日(金)
所属委員	〔副委員長〕高宮光敏 〔委員〕 三瓶正栄 吉田英策 丹治智幸 高野光二 高橋秀樹 長尾トモ子 満山喜一 佐藤憲保



山田平四郎委員長

(1) 知事提出議案：可 決…14件

[※知事提出議案はこちら〔PDF〕](#)

(2) 議員提出議案：可 決…4件

：否 決…4件

[※議員提出議案はこちら〔PDF〕](#)

(3) 請 願：採 択…9件

：不 採 択…4件

[※請願はこちら](#)

(12月13日(木) 総務部)

吉田英策委員

職員、議員と特別職の給与改定について、若手職員の給与を手厚くする趣旨を説明願う。

人事課長

人事委員会で行った勧告を受けて実施するもので、民間企業との較差等を埋めるためにこのようになった。

吉田英策委員

若手職員の給与改定は当然必要だが、熟年の職員を含めた全年齢での改定が必要と思うため質問した。

議員と特別職の改定については、職員の引き上げ率に比べて大きいように思う。復興のために頑張っている職員の給与を手厚くすることは当然であるが、復興のさなかにある本県の現状を考えると、議員や特別職については再検討の必要があるのではないか。

一連の議案の工事請負契約について、建築工事、電気工事、機械工事がそれぞれ十数億円となっており、建築工事に比べると機械や電気工事は相当大きな金額であるが、内容について簡単に説明願う。

施設管理課長

西庁舎免震化工事の2期工事の内容は、内部の改修工事が主であり、内装工事や機械設備関係が中心となるため、電気工事、機械工事のウエートが高くなっている。

佐藤憲保委員

議案の西庁舎改修にも関連するが、耐震設備のダンパー製造で検査データの改ざんがあり、西庁舎で使用しているダンパーも問題の会社が製造したものと報道があった。国土交通省で改修する等の方針が出たのか、これから出るのかはわからないが、今回の議案にある工事を前提にした場合、ダンパーを交換する等の作業を行うと工期に影響が出るのではないか。相当な工事になると思われるが、どうか。

施設管理課長

KYB(株)による免震装置の不正問題については、問題発覚後、KYB(株)で検査データの確認作業を行っており、西庁舎に使われた製品に改ざんがあったのか、基準に適合しているのか、データの分析と確認作業を行っているところである。県としては、確認作業を急がせるとともに、確認次第、速やかに必要な措置を講じる考えである。

佐藤憲保委員

安全基準を満たしたものを納品したはずが問題が発生したのであれば、本当に安全なものに入れかえるよう主張するのが発注者のスタンスではないか。相手の調査結果によってなどということ自体がおかしい。東日本大震災で被害を受けた庁舎であるからおさらである。どのように考えるか。

施設管理課長

県としてもあらゆる可能性を想定してシミュレーションを行う等の検討を進めており、その中で交換が必要となれば、速やかに必要な措置を講じたい。

佐藤憲保委員

必要があればとの姿勢ではだめだと思う。疑念を持たれる製品を納品したことで既に契約の前提は崩れているため、今の基準で検査した正規品に入れかえるよう主張すべきである。相手の調査結果を待つなど他県の動向ということではなく、発注者側が主張すべき権利であり、それが県民や職員に対して安全性を確保することだと思う。ダンパー問題だけでなく、何事においても本県から主張する姿勢が大切である。再答弁を求める。

総務部長

この建物に勤務する職員が不安に感じることはあってはならないことである。そのために免震化工事を行っているとの認識であり、今のところ、データは改ざんされたもので、その度合いがわからないため何度も確認しており、必要に応じて交換するよう申し入れている。その時期を早く確定させ、速やかに対応していきたい。

高野光二委員

総4ページも含むが、財政調整基金と減債基金について、先ほどの説明では地方財政法上、財政調整基金にこれだけ積む必要があるとのことであった。年間に積まなければならない金額等について、概略でよいので説明願う。

部参事兼財政課長

地方財政法第7条第1項に、前々年度の決算剰余金の2分の1を下回らない額の法定積み立てを行うことと規定されている。前々年度である平成28年度の決算剰余金が83億円ほどであったため、その約半分の41億5,400万円を今回財政調整基金に積み立てるものである。30年度末残を見込むと、今回の41億円を含め179億円ほどが積み上がることになる。

高野光二委員

財政調整基金は、万が一の支出の部分で大変重要だと思う。減債基金についての説明はなかったが、こちらもそういった縛りがあるのか。

部参事兼財政課長

減債基金には地方財政法の縛りはない。ただ、減債基金も主要基金の一つであるため、平成31年度当初予算編成に備え必要な額を積み立てるもので、今回19億円ほどを計上している。30年度末で125億円ほどが積み上がることになる。

吉田英策委員

9月定例会と今回の代表質問にもあった障がい者雇用の件について、県では来年にかけて20人ほどを採用するとのことだが、法定雇用率からすると何人を採用する必要があるのか。また、この20人ほどの採用で十分なのか。

人事課長

基準日である平成30年6月1日現在で法定雇用率を達成するには、26名が不足していた。その後、これまでの知的障がい者の採用や来年3月の退職者なども踏まえ、障害等級が1級または2級の重度障がい者については2名分に換算するため一概には言えないが、11月に試験を実施し、身体障がい者を正規職員として6名、任期付短時間勤務として13名、合計19名を採用したことを考慮すると、来年4月1日付で20名程度を採用することにより法定雇用率を達成できると考えている。

吉田英策委員

来年の採用予定は何人か、もう一度説明願う。

人事課長

今年度末の退職者等を踏まえると、来年3月末で30名ほど不足する見込みである。

採用見込みについては、本年11月に実施した採用試験で正規6名、短時間13名の合計19名が合格したが、現在本人の意向確認中である。例年数名の辞退者が出るため15名程度と見込んでおり、その15名を障害程度で換算すると25名程度になると想定している。そうすると5名程度の不足が見込まれるが、12月3日から身体障がい者の任期付短時間勤務職員の募集を開始しており、来年1月に試験を実施する予定である。ここで少なくとも5名程度採用できれば、法定雇用率は達成できる見込みであるが、多少余裕を持って10名程度の募集をしている。

吉田英策委員

新聞報道で、採用に当たって不適切条件をつけていたとの記事があった。介護者なしで業務の遂行が可能であるとか、自力で通勤できる人のみを採用している都道府県があり、本県は介護者なしでの業務遂行が可能ということを経験しているとの報道であった。ホームページの採用案内を確認したところ、活字印刷文による出題に対応できる者との条件がついていたが、これは新聞報道でいう不適切な条件に当たるのか、見解を聞く。

人事課長

報道されていた不適格要件には、自力通勤が可能か、介護者なしで職務遂行が可能かという要件があり、本県の場合、自力通勤の要件は撤廃しているが、介助者なしの職務遂行の要件は残っていた。それについては、一般的に地方公務員としてパソコン操作等を行うために設けているが、ほかの職員と同様に職務遂行できるよう可能な限り合理的な配慮を行うこととしたため、介助者なしで職務遂行が可能との要件を今回の募集から外した。ただ、地方公務員として職務に従事する以上、これらのことは必要なことであるため、不適格要件には当たらないと考えている。

吉田英策委員

業務遂行のために必要な能力を備えていることが前提ではあるが、県が進めている障がい者に関する条例も、障がい者が各分野でそれぞれの能力を発揮できることが大事なことであり、県はそのような理念の条例をつくっているのだから、さまざまな条件をつけずに採用し、公務員として働いてもらうことが大事だと思う。もう一度考えを聞く。

人事課長

障がい者の採用に当たってどのような点を見直すべきかを含めて、今後検討したい。

吉田英策委員

人事評価制度について聞く。今年度から人事評価制度が始まって、一般質問での答弁によると、評価する側の研修を進めるなど、公平性、公正性や納得性の確保が大事とのことであった。公平性、公正性が必要なことは当然であるが、納得性とはどのようなことか。

職員研修課長

制度の運用に当たっては、制度に携わる者が納得して受け入れる下地がなければ、その制度による評価を受け入れられない。評価制度の大きな目的の一つは職員の資質向上であり、職員も十分その制度の趣旨を理解、納得した上で制度運用していく。そういう意味で納得性という言葉を使っている。

吉田英策委員

職員の納得のもとで行われることは当然である。人事評価制度を導入する際に、給与に反映するなどの説明はしていると思うが、具体的に給与の反映や個人評価など、今年度はどのようにしているのか。

人事課長

人事評価制度の影響の範囲については、平成29年1月の職員団体との合意を踏まえ、同年3月に職員の給与に関する条例を改正し、29年度に昇給及び勤勉手当への反映を開始した。

吉田英策委員

その対象となった職員数はどのくらいか。

人事課長

対象職員は全職員である。

吉田英策委員

給与に変動があった職員はどのくらいいるのか。人事評価制度を給与に反映すべきでないと考えるため、このような質問をした。

先ほど県立医科大学の運営費交付金の説明もあり、現在、県立医科大学の運営状況は、国からの交付金等もあると思うが、どのような状況か。

私学・法人課長

県立医科大学の運営状況、財政的な収支の状況について、平成29年度は10億円超の赤字決算となっている。18年度に法人化して以降28年度に初めての赤字になり、そして29年度も続いた状況である。

吉田英策委員

それはどのように解消されるのか。方向性はどうなるのか。

私学・法人課長

平成28年度の赤字については、それまで県立医科大学で内部留保していたものを充当し解消している。29年度については、蓄えを充当したが足りず、繰越欠損が4億円ほど出ている。

(12月13日(木) 危機管理部)

吉田英策委員

リアルタイム線量計の撤去の件について、いまだに多くの県民がリアルタイム線量計の撤去に反対していることは変わらないと思うが、9月定例会以降の説明会の開催状況と今後の予定を聞く。また、そこで出された意見等も聞く。

放射線監視室長

国のリアルタイム線量測定システムに関する説明会は、11月末までに15市町村、いわき市では3回開催するなど、合計18会場で開催されている。郡山市、いわき市、福島市など大きいところでは満遍なく開催されている。そこでの意見は報道されているとおり、既に生活の一部になっているため撤去されては困るとの内容が大半である。また、子供の施設を中心に据えつけられていることから、100m四方に何台も設置されている箇所もあり、そのようなところはある程度集約することも検討すべきではないかとの提案もあったとのことである。これらの結果は原子力規制庁で取りまとめた上で原子力規制委員会に報告すると聞いている。

吉田英策委員

やはり多くの県民が撤去に反対であり、密集地では移設もあり得ると思うが、数を減らすことには多くの県民が反対している。

原子力規制委員会では2019年度は予算計上しているが、その先が見通せない。これだけ反対の声があるため2020年度以降も同様に予算を確保し継続配置を願うが、県の考えを聞く。

放射線監視室長

次年度分の予算はこれまでどおり計上すると聞いているが、その先の確保についての確約はないため、引き続き地域の意見等を踏まえた上で、金や期限の問題ではなく必要なものは残すべきであり、県として機器の維持に必要な経費も含めた予算確保について国に求めていく。

吉田英策委員

県民の多くが継続配置を望んでいるため、県も予算確保できるよう国に求めることを願う。

トリチウム水については、9月定例会でも、基準値を超える汚染水がタンクにたまり続けているため大きな問題になり、原子力規制委員会は5つの処理方法を示して公聴会を開いたが、その中で小委員会の委員長がタンク保管も検討する旨の発言を行った。今後開催する小委員会において、タンク保管を継続することについて、どのような議論になるか情報はあ
るか。

原子力安全対策課長

トリチウム水の今後の取り扱いについて、8月末に行われた公聴会において、引き続き大型タンクで保管する新たな提案が多く出された。それを受け、後日行われた小委員会で、今後この点を議論することになった。8月に行われた公聴会での意見はおおむね7つに区分されており、その一つ一つを今後検討していく。現時点ではまだ大型タンクでの保管につ
いての議論は行われていないが、今後行われる小委員会で議論されると聞いている。

吉田英策委員

今まで出された案で検討するとなると、経済性では海洋放出が一番安い方法になる。やはり県として、予算や期間では
なく県民が望む方向で解決することが一番であるため、タンク保管継続を強く求めてほしい。

原子力安全対策課長

これまでも小委員会で5つの選択肢について議論されており、その中では経済性の話もあったが、経済性や合理性だけ
でなく社会や環境に与える影響が非常に大事であるため、本県としてはそういったことも丁寧に議論するよう申し入れて
いる。

吉田英策委員

最近の新聞報道で50歳男性の甲状腺がんの労災が認定されたとの記事があった。がんの労災認定はこれで6人目、甲状
腺がんでは2人目とのことである。この男性は原発事故後の緊急作業に当たっており、その後、がんの労災が認定された。
緊急作業に従事したのは約2万人と言われているが、追跡の健康調査はどのように行われているか。

山田平四郎委員長

保健福祉部の所管だと思うが、答弁できるのであれば答弁願う。

原子力安全対策課長

当課で所管しているのは、廃炉が今後も適切に行われていくといった視点での作業に当たった人の健康管理である。こ
れまでに従事した作業員の健康管理は、緊急作業に従事した原発作業員には離職後も含めた長期的な健康管理を行って
いると聞いている。厚生労働省で指針を定め、緊急作業従事者に対して、事業者側で一般的な健康診断、電離放射線に関
する健康診断、被曝線量に応じたがん検診等を行っているとのことである。

吉田英策委員

防災士の件について、職場や地域等で防災士の役割が重要だと思う。ホームページによれば県内の防災士は約2,300人
とのことだが、県は防災士の活動にどのような支援を行っているか。

災害対策課長

防災士の資格は日本防災士機構の認証制度により個人で取得するもので、県内には2,000名強の方がいる。県でも昨年度まで、地域防災力を高めるため地域に密着した防災に対する意識の高い人を養成していた。

防災士の活用については、全国的にもいま一つ活用し切れず、防災士にも情報が入りにくい現状があるが、県としては、組織として活動している唯一の団体であるNPO法人福島県防災士会と災害応援協定を結び、市町村の防災訓練や、県の防災訓練等にも避難所運営支援との形で協力してもらっている。防災士会に依頼し自主防災組織に講義を行ってもらうなど、具体的な自主防災組織の活動充実にも貢献してもらった。

また、先週は須賀川市で町内会、自主防災組織、消防団や防災士等の地域の防災のリーダーとなる人を対象に研修会を開催し、約100名の参加があった。

吉田英策委員

防災士は民間の資格ではあるが、消防団と同様に自分の地域は自分たちで守るとの崇高な考えで取り組んでいるため、県としても養成や支援は当然必要である。防災士たちが地域の防災活動の中心になることが必要だと思うので、引き続き支援することが大切である。要望とする。

長尾トモ子委員

福島防災塾トップ59について、来月県内3方部で開催されるとのことだが、講師と事業の内容を聞く。災害には地震や水害等いろいろあるが、その範囲を聞く。また、県とどのように連携するのか。

災害対策課長

トップ59について、昨年度は人と防災未来センターの主催で行われた首長を対象とした研修であった。そこでのアンケート結果には非常に有効な研修だったとの意見があり、今年度も実施する方向で検討している。

内容は、昨年度は大学の防災関係のセンター所長を招聘して講演を行ったが、今回は座学を省略し、主にワークショップと模擬記者会見を行う予定で、人と防災未来センターの研究員の協力を得て行う。この研究員は、各災害対策本部に入ったり現場を見るなど、災害対応のあり方を研究しており、また、災害対策課も市町村に対し助言等を行っているため、それらをあわせ首長へのワークショップを行う。イメージとしては災害から4日程度たった段階で、気象状況や被害状況等の情報が集まってきている中で、首長として示すべき方針を策定して公表するとの内容である。災害が起こらないことが一番であるが、実践的な研修を行うことで、災害が起きた際に活用できるように考えている。

長尾トモ子委員

災害時には首長の判断は大きく、それによっていろいろに対処できるため、大事なことだと思う。

ただ、その他とも連携しないといけない。地域によって災害は異なるため、連携をとることが大事である。県と市町村とでどのように連携をとろうと考えているか。

災害対策課長

委員指摘のとおり、東日本大震災の際に広域連携が非常に重要であるとの教訓を得た。その教訓を踏まえ、広域的な連携の重要性を常日ごろから感じている。今回、首長の研修を方部ごとに実施することにより、近い地域で顔が見える関係であるため、いろいろと話し合う中で関係が深まることを期待している。

また、県の施策としては、関係市町村に方部ごとに行っている防災訓練等を視察してもらうなど、オープンな関係で連

携できるように努めている。事務的には、私が方部ごとに防災担当課長を集めた課長会等に出向いて話をするなど、顔の見える関係で連携するよう進めている。

長尾トモ子委員

ことしの漢字は「災」だそうだが、災害が多いためしっかり対応するよう願う。

(12月14日(金) 人事委員会事務局)

長尾トモ子委員

来年度の採用に向け、新たに保護者を対象とした説明会を実施することだが、対象の保護者とは採用が決まった人の保護者か、あるいは募集時の説明か。また、説明者は誰か。

採用給与課長

保護者向けの説明会は、来年度以降の採用候補者試験の受験者確保を目指し、高校生や県外に進学、就職している方の保護者に対し、卒業後等の進路として県職員を意識してもらうため、来年1月に福島市内で実施する予定である。人事委員会事務局職員と若手の県職員が説明者となり、志望動機、担当業務や仕事の魅力などの生の声を聞いてもらうことで県職員の仕事をイメージしてもらいたいと考えている。

長尾トモ子委員

広報はどのように行うのか。

採用給与課長

新聞等の広報媒体を利用する予定である。また、高校生に向けては、直接高校に開催案内を送付したい。

(12月14日(金) 監査委員事務局)

吉田英策委員

事務局長説明で、一部において収入事務や支出事務に適正を欠くものがあつたとのことだが、どのくらいの件数か。中身について詳しく聞く。

普通会計監査課長

11月20日に県報掲載したが、指摘事項13件、指導事項51件、検討事項1件で合計65件である。内訳は、収入に関するものが26件で、具体的には調定漏れや調定そのものの欠落等である。歳出は合計27件で支出時期のおくれ等である。その他、事務事業に関するもの、財産に関するものがある。

吉田英策委員

勉強会等でミスがなくそうと取り組んでいるようだが、ミスとは何か。実務上の単純な間違いか、それとも理解不足や処理漏れなどか。

普通会計監査課長

単純ミスと制度の理解不足の両方がある。新人の場合、制度を理解していないことがあり、職場内や会計事務の研修等によりみずから勉強する必要がある。また組織としてもケアレスミス等を極力排除する体制を構築しなければならない。

高野光二委員

議会の決算審査特別委員会の意見でも職員の能力の欠落に関する指摘があったと記憶しているが、この件数は多いと思う。県職員は事務のプロであるにもかかわらず、このような件数が出るのは、これまで議会で指摘してきたさまざまなことへの対応が非常に甘いからではないか。今後どのような対策をとる考えか。

普通会計監査課長

監査委員事務局としては、指摘、指導事項については是正改善を求めた際に、具体的な改善策の報告を受け、取り組み内容を確認した上で取り組んでもらっている。また、軽微な案件は口頭で指導しているが、次の監査の際に取り組み状況を確認している。

さらに、制度等の理解が不足していると思われる場合は、具体的な根拠等を明示するなどのサポートをしているが、結果として不適切な事務処理が発生しているため、なお一層取り組んでいく考えである。

高野光二委員

監査の役割上、きちんと調査、指導に努力するよう希望する。